（法第三十九条に規定する国税庁長官の通知）

第十九条　法第三十九条第一項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第三十八条第一項に規定する課税上の取扱いに関する申立てをした法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

［削る］

二　［略］

三　第一号の課税上の取扱いに関する申立てに係る法人税額（法第三十九条第一項に規定する法人税額をいう。）の事業年度（法第二条第七号に規定する事業年度をいう。第三項第三号において同じ。）及び次号に規定する地方法人税額の課税事業年度（法第三十二条第一項に規定する課税事業年度をいう。第三項第三号において同じ。）

四　［略］

五　［略］

2　法第三十九条第二項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第三十八条第一項に規定する課税上の取扱いに関する申立てをした法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

［削る］

二　［略］

三　［略］

3　法第三十九条第三項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第三十八条第一項に規定する課税上の取扱いに関する申立てをした法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

［削る］

二　［略］

三　前号の国税庁長官の確認に基づく法人税額（法第三十九条第三項に規定する法人税額をいう。）の事業年度及び次号に規定する地方法人税額の課税事業年度

四　［略］

五　［略］

4　法第三十九条第六項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第三十八条第五項に規定する課税上の取扱いに関する申立てをした法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

［削る］

（法第三十九条に規定する国税庁長官の通知）

第十九条　［同上］

一　法第三十八条第一項に規定する課税上の取扱いに関する申立てをした法人又は連結親法人（法第三十六条第一項に規定する連結親法人をいう。以下この条において同じ。）の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

二　前号の課税上の取扱いに関する申立てに係る対象法人（法第三十八条第一項に規定する対象法人をいい、法第三十六条第一項に規定する連結法人に限る。次項及び第三項において同じ。）の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

三　［同上］

四　第一号の課税上の取扱いに関する申立てに係る法人税額（法第三十九条第一項に規定する法人税額をいう。）又は個別帰属法人税額（同項に規定する個別帰属法人税額をいう。）の事業年度（法第二条第七号に規定する事業年度をいう。第三項第四号において同じ。）又は連結事業年度（法第十四条第一項に規定する連結事業年度をいう。第三項第四号において同じ。）及び次号に規定する地方法人税額の課税事業年度（法第三十二条第一項に規定する課税事業年度をいう。第三項第四号において同じ。）

五　［同上］

六　［同上］

2　［同上］

一　法第三十八条第一項に規定する課税上の取扱いに関する申立てをした法人又は連結親法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

二　前号の課税上の取扱いに関する申立てに係る対象法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

三　［同上］

四　［同上］

3　［同上］

一　法第三十八条第一項に規定する課税上の取扱いに関する申立てをした法人又は連結親法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

二　前号の課税上の取扱いに関する申立てに係る対象法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

三　［同上］

四　前号の国税庁長官の確認に基づく法人税額（法第三十九条第三項に規定する法人税額をいう。）又は個別帰属法人税額（同項に規定する個別帰属法人税額をいう。）の事業年度又は連結事業年度及び次号に規定する地方法人税額の課税事業年度

五　［同上］

六　［同上］

4　［同上］

一　法第三十八条第五項に規定する課税上の取扱いに関する申立てをした法人又は連結親法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

二　前号の課税上の取扱いに関する申立てに係る対象法人（法第三十八条第五項に規定する対象法人をいい、法第三十六条第一項に規定する連結法人に限る。次項及び第六項において同じ。）の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号